

～地域の消費者トラブル、きづいてつなごう～ 「消費生活サポーター」養成講座の参加者を募集します！

川崎市消費者行政センターでは、地域と消費者行政センターの橋渡し役となっていただく「消費生活サポーター」養成講座を今年度も開催し、10月15日（木）から募集します。

＜消費生活サポーターとは＞

地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、御自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動していただくサポーターのことです（公的資格を付与するものではありません）。

- 伝える** 地域の集まり等で、消費者トラブル等の話題を取り上げる。 など
つなぐ 身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める。 など
学ぶ 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ。 など

1 日時・会場

- ◆日時 **1日目 令和8年11月25日（水）13:00～16:00**
2日目 令和8年12月 2日（水）13:00～16:00

※消費生活サポーターに登録していただくためには、全2回の講座を受講していただく必要があります。

- ◆会場 **川崎市総合自治会館 大会議室**
（川崎市中原区小杉町3丁目600番コスギサードアヴェニュー4階）

2 内 容

- ・悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
- ・消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
- ・「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど



消費者行政センター
キャラクター「てるみ〜にゃ」

3 対 象

市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和9年3月末現在）の方
50名（事前申込制・先着順）

4 申込方法

申込フォームまたは電話

10月15日（木）9:00から11月16日（月）17:00までにお申し込み

※詳細は、チラシ及び川崎市消費者行政センターのホームページを御覧ください。

◆ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000189258.html>



ホームページ

5 その他

参加費無料

問合せ先：川崎市経済労働局産業政策部
消費者行政センター 乃万（のま）
電話（044）200-2261
内線 54800

第9期

消費生活サポーター 養成講座

受講者
募集!

参加無料

「消費生活サポーター」とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。

消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、「消費生活サポーター」に登録いただけます。

※受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。



1日目 令和8年 11月25日(水) [13時～16時]

2日目 令和8年 12月2日(水) [13時～16時]

対象者 市内在住・在勤・在学の18歳以上(令和9年3月末時点)の方

- 講座内容
- 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
 - 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
 - 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど

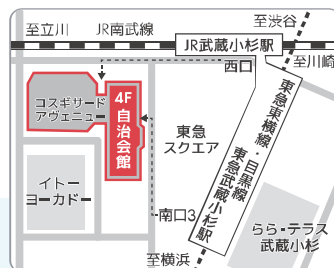
定員人数 50名

会場 川崎市総合自治会館 大会議室

川崎市中原区小杉町3丁目600番コスギサードアヴェニュー4階

JR南武線 武蔵小杉駅(西口)

東急東横線・目黒線 武蔵小杉駅(南口3) から徒歩2分



申込方法 申込フォームもしくは電話にて受付
定員に達し次第、受付終了

申込期間 10月15日(木) 09:00 から
11月16日(月) 17:00 まで

申込先 消費生活サポーター養成講座事務局



◀ お申込みはこちらから

申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局(業務委託先: 株式会社エヌクリエイション)
TEL.080-3633-9049 (平日 9:00～17:00)

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター
TEL. 044-200-3864 (平日 8:30～17:15)



消費生活サポーターの主な活動は？



伝える

- 身近な人に消費生活の情報などを伝える
- 地域の集まり等で消費者トラブル等の話題を取り上げる
- 地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」（無料講師派遣）を利用する …など

つなぐ

- 高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- 身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を知ったら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める …など

学ぶ

- 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- 消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する …など

消費生活サポーターになっていただくと…



- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します。（公的資格を付与するものではありません）
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき」を定期的を送付します。
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します。

申込期間 10月15日（木）9:00 から11月16日（月）17:00 まで

申込方法 川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

「消費生活サポーター制度」について

電話でのお申込みも可能です。

氏名、年齢、住所、電話番号（日中連絡先）、メールアドレス等を伺います。

サイトはこちら→ <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>



申込・受講に関するお問い合わせ

事業に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局（業務委託先：株式会社エヌクリエイション）
TEL.080-3633-9049（平日 9:00 ～ 17:00）

川崎市消費者行政センター
TEL.044-200-3864（平日 8:30 ～ 17:15）